



# アメリカの司法事情

～より良い紛争解決のために～



ニューヨーク州第一審裁判所

民事事件の紛争解決手続の一つに、A D R (Alternative Dispute Resolution) という裁判外の紛争解決手続があります。日本でも、裁判所内A D Rとしては、調停制度や近年できた労働審判制度等がありますし、広く判決以外の紛争解決手続という意味では裁判上の和解もこれに含まれるでしょう。また、民間A D Rとしては、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が制定され、各種のA D R機関が誕生しています。私は、昨年3月から4月にかけて、アメリカのシアトル、ワシントンDC、ニューヨーク等において、裁判所と連携して行われるA D Rを中心にアメリカの司法事情について

調査する機会を得ました。

アメリカには、大きく分けて州の裁判所と連邦の裁判所とがあります。うち、日本の地方裁判所に相当する州の第一審裁判所は、各州それぞれに特色があり、民事事件の審理モデルやA D Rプログラムの内容等も異なりますが、トライアル前に、審理モデルに従って当事者が審理計画を立て立証準備をすること、その間にA D Rプログラムの利用が義務付けられていることなど、共通する点も多く見られました。

平均的な民事事件の審理モデルは、トライアル前の期間が、ワシントンDCでは約6か月であるのに対し、シアトルでは約18か月であるなど各州で異なりますが、A D Rの利用等によって多くの事件がトライアル前に解決し、トライアルが行われて判決になる事件は全体の数%程度であるという点は共通するようでした。

このようなA D Rプログラムには、調停(当事者が選任した調停人の主催の下で話



ワシントンDC第一審裁判所のバッジ

ワシントンDC第一審裁判所



し合いを行う手続)、仲裁(当事者が選任した仲裁人の主催の下で簡易な立証活動を行い仲裁人が裁定を行う手続)、和解(トライアルの担当裁判官以外の裁判官が主催する和解手続)等のメニューがあります。これらのうち、一般民事事件では調停が選択されることが多く、その理由について、あるADRプログラムの担当者は、トライアルに比べると費用が安く解決も早いということもあるが、話し合いによって当事者自身が主体的に紛争を解決することができるという点で満足度が高いからだと言われていました。シアトルで傍聴した和解手続でも、2時間を超える話し合いの結果、和解は決裂したものの、当事者の1人は、裁判官に対し、「これは、あなたの選択ではなく、私自身の選択の結果だから。」と言って法廷を後にしており、当事者自身が主体的に紛争を解決しようとする姿勢が印象に残りました。また、商取引の分野等では、当事者が仲裁人を選任して裁定を求める仲裁が好まれ、医事事件等の専門訴訟では、当事者が専門的な知見を有する調停人を選任して話し合いを行う専門ADRの活用が多いなど、多様な紛争解決

手段の存在と、それが当事者のニーズに合わせて活用されていることが印象的でした。

日本では、現在の民事訴訟法が施行されて約10年が経過し、その間、より良い紛争解決を目指して様々な審理の工夫がされてきました。裁判所を利用する人にとって、判決が重要な紛争解決手段であることは言うまでもありませんが、近年の民事事件は、医事事件等の専門訴訟から一般事件まで多様化しており、主体的に紛争を解決することを望む人も多く、紛争解決手続にも多様性が求められているように思います。

ワシントンDCでお世話になった裁判官からは、「国も制度も異なるけれど、私達は同じ裁判官として仕事をしているのだから、こうして2人の裁判官が話げできたことは良かったと思う。」と言われました。今回の調査で、異なる制度から学んだことは多く、アメリカでお世話になった方々のホスピタリティ精神に感謝しつつ、日本でも、多様化する紛争の性質に応じたより良い紛争解決を図ることができるよう努力したいとの思いを新たにしました。

(大阪地方裁判所判事 横田典子)

キング郡(シアトル)第一審裁判所

